

戦略的な留学生交流の推進に関する検討会 説明資料

令和5年2月1日
出入国在留管理庁

在留資格一覧表



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注）介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（令和4年4月26日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

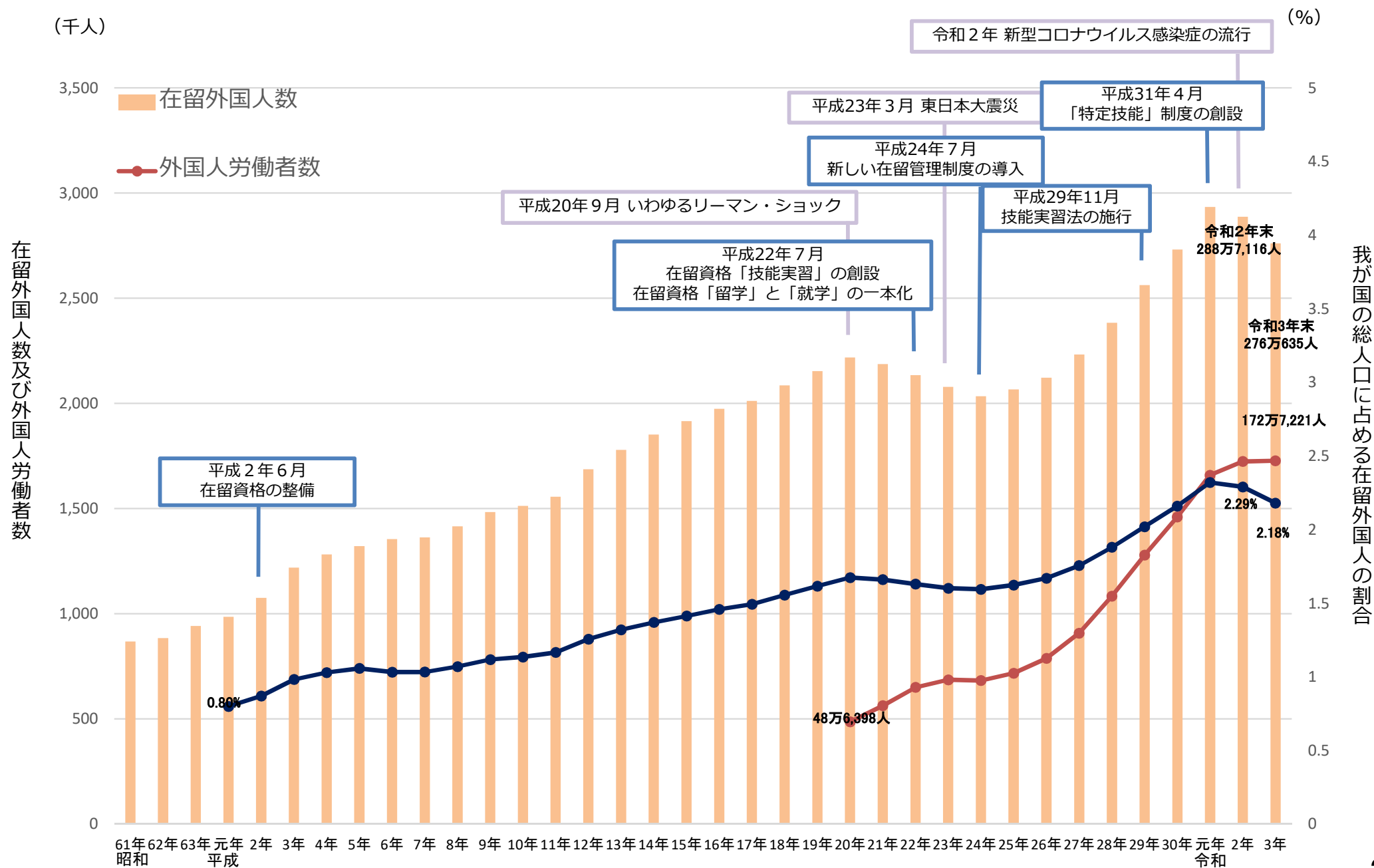
在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

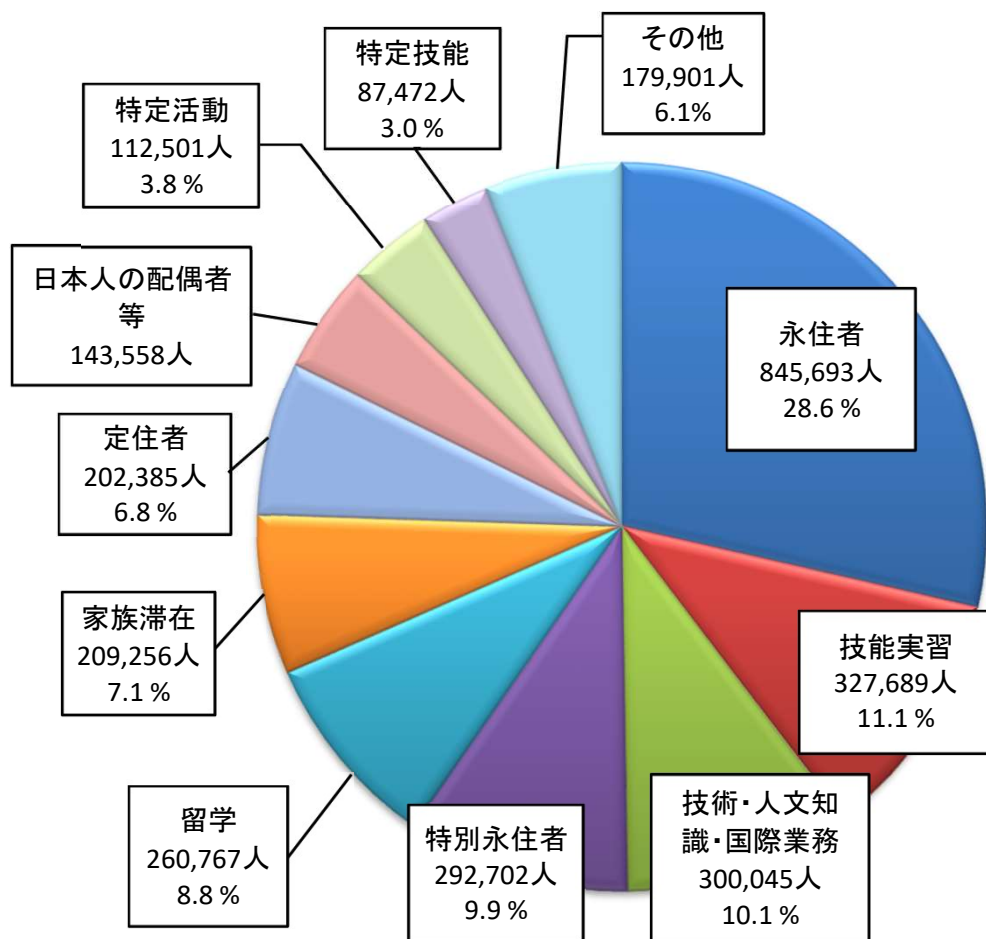
※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

在留外国人数及び外国人労働者数の推移

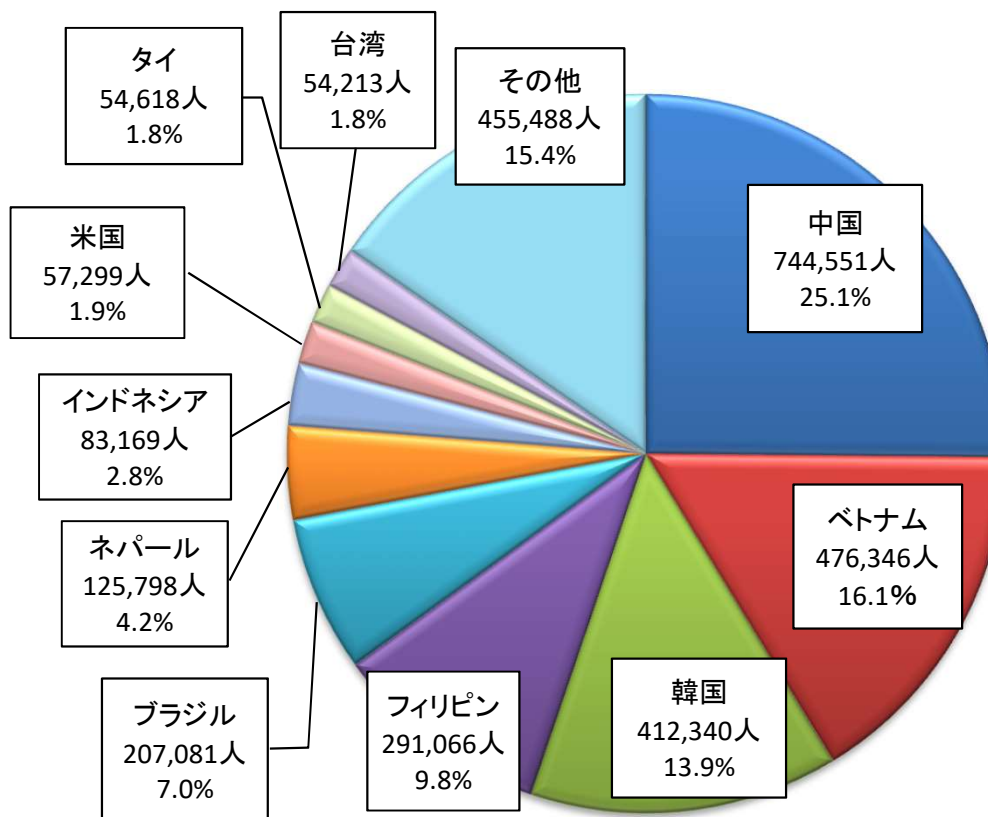


在留外国人数（総数） 296万1,969人

在留資格別



国籍・地域別



現在の基本的な考え方

積極的に受入れ

専門的・技術的
分野の外国人



- ・我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進（第9次雇用対策基本計画（閣議決定））
- ・我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要があり、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく。（出入国在留管理基本計画（法務省））

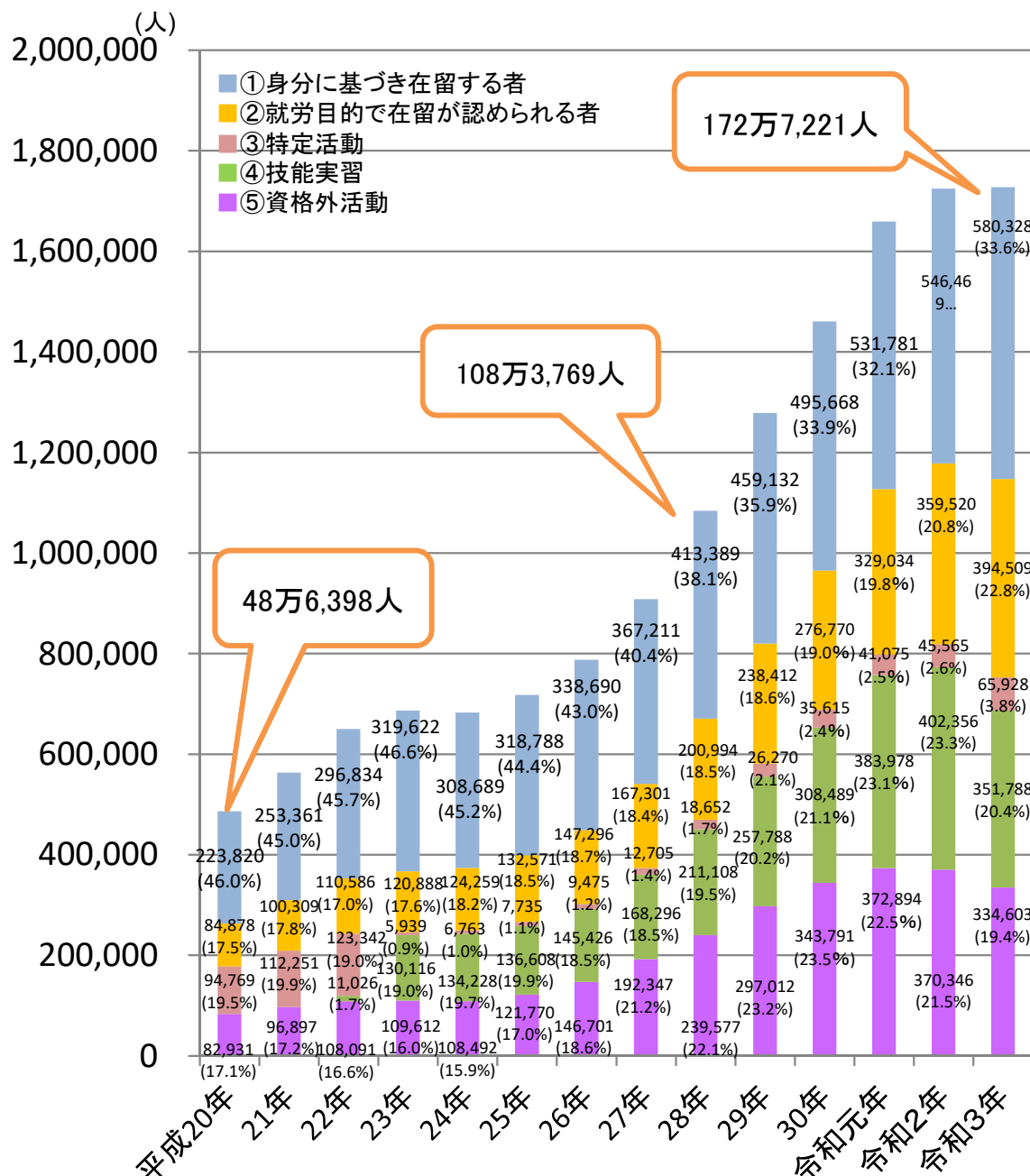
様々な検討を要する

上記以外の
分野の外国人



- ・我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応（第9次雇用対策基本計画（閣議決定））
- ・いずれにしても、今後の外国人の受入れについては、諸外国の制度や状況について把握し、国民の声を積極的に聴取することとあわせ、人手不足への対処を目的として創設された在留資格「特定技能」の運用状況等も踏まえつつ、政府全体で幅広い検討を行っていく必要がある。（出入国在留管理基本計画（法務省））

外国人労働者数の内訳



厚生労働省『外国人雇用状況』の届出状況まとめに基づく集計(各年10月末現在の統計)

①身分に基づき在留する者 約58.0万人
(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)
・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者 約39.5万人
(いわゆる「専門的・技術的分野」)
・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

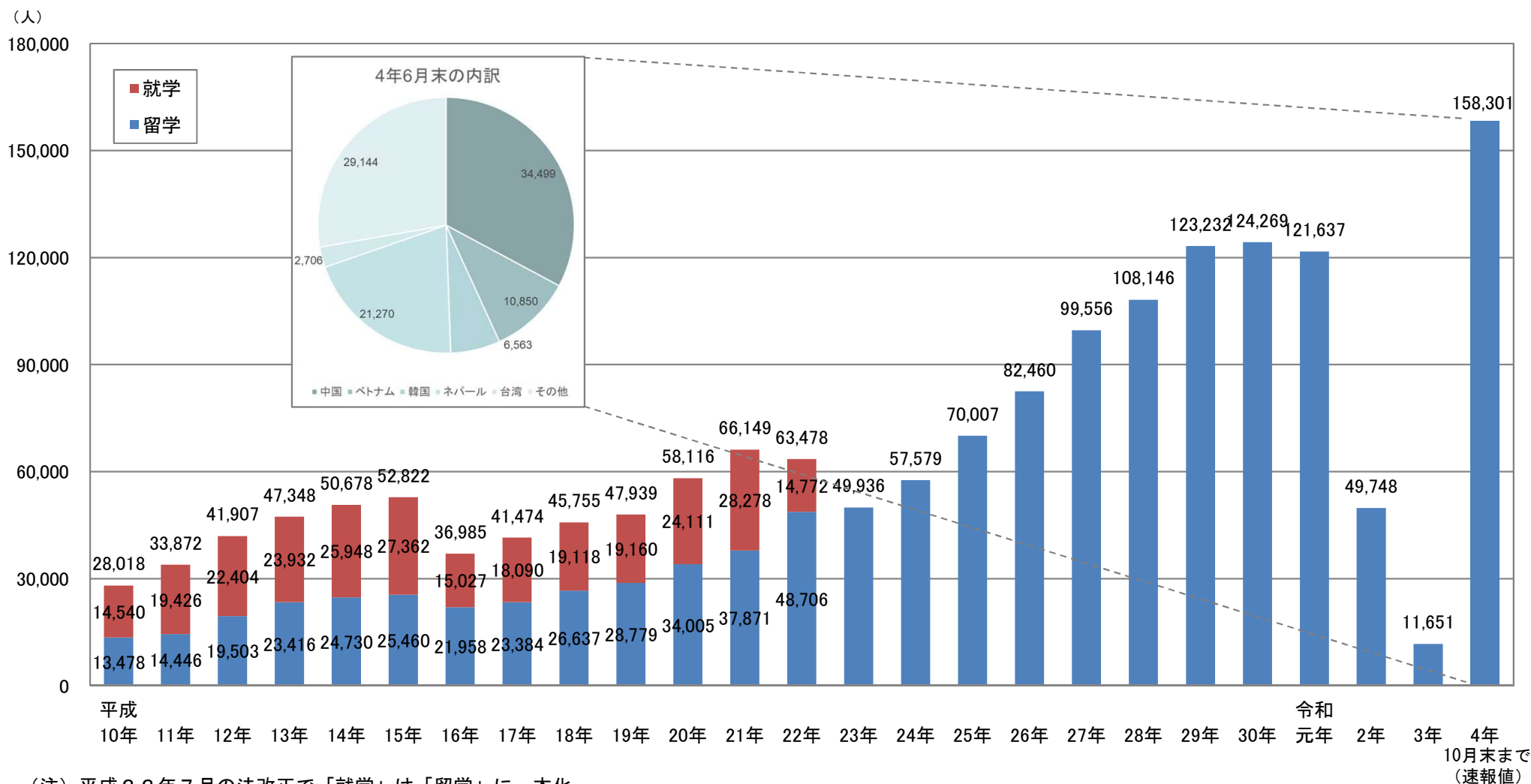
③特定活動 約6.6万人
(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)
・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習 約35.2万人
技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約33.5万人
・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

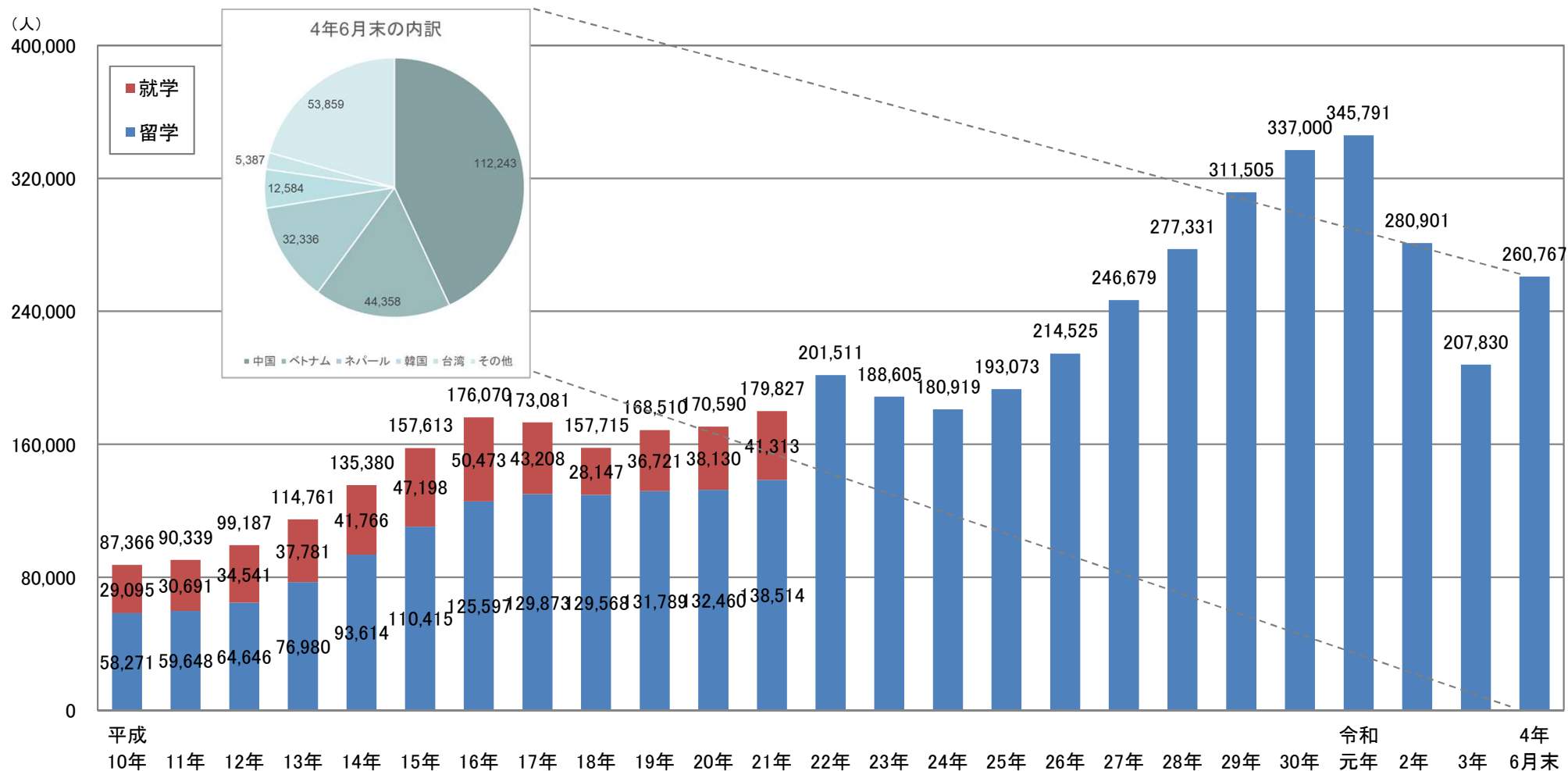
留学生の新規入国者数の推移

- 平成15年頃に留学生の不法残留者数が増加傾向にあったことを受け、経費支弁能力等に係る審査の徹底など新規入国者について慎重な審査を実施したことなどの影響により、平成16年は大幅に減少している。
- 震災の影響により、平成23年も大幅に減少している。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための水際対策により、新規入国者が、令和2年、令和3年と大幅に減少したが、令和4年3月からの水際制限緩和により回復基調にある。



留学生の在留外国人数の推移

- 平成15年頃に留学生の不法残留者数が増加傾向にあったことを受け、経費支弁能力等に係る審査の徹底など新規入国者について慎重な審査を実施したことなどの影響により、平成17年及び平成18年は減少している。
- 震災の影響により、平成23年及び平成24年も減少している。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための水際対策により、令和2年以降も大幅に減少している。

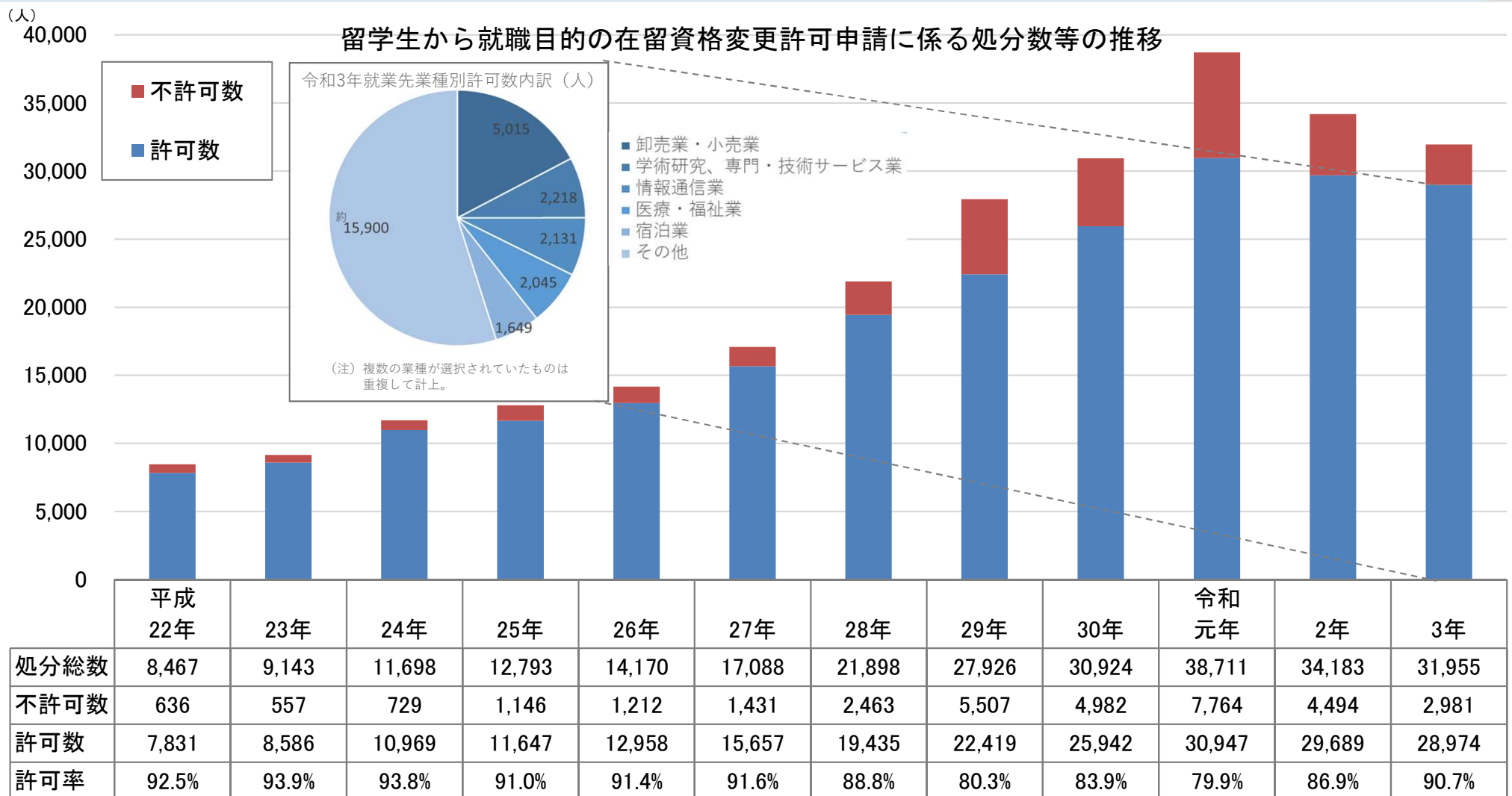


(注1) 各年末現在の数（平成23年までは外国人登録者数、平成24年以降は在留外国人数）。

(注2) 平成22年7月の法改正で「就学」は「留学」に一本化。

留学生から就職目的の在留資格変更許可申請に係る処分数等の推移

- 平成22年と比較して、令和3年の在留資格変更許可申請数は約3.8倍に増加している。
- 令和3年の在留資格別許可数の内訳については、「技術・人文知識・国際業務」が24,861人で全体の85.8%を占めている。
- 令和3年の就職先業種別許可数の内訳については、卸売業・小売業(5,015人(全体の17.2%))が最も多く、続いて、学研究、専門・技術サービス業(2,218人(全体の7.6%))、情報通信業(2,131人(全体の7.3%))が上位を占めている。



所属機関に関する届出

◇留学生による届出（入管法第19条の16） ◇教育機関による届け出（入管法第19条の17）

- ・教育機関から離脱したとき
- ・新しい教育機関に移籍したとき
- ・教育機関が名称変更、所在地変更、又は消滅したとき
- ・留学生の受入れを開始したとき
- ・毎年5月1日及び11月1日における留学生の受入れ状況
- ・留学生の受入れを終了したとき

教育機関の選定

出入国在留管理庁においては、留学生に係る入国・在留審査を適切かつ円滑に行う観点から、毎年、在留資格「留学」により留学生を受け入れている教育機関の中から適正校（留学生の在籍管理が適正に行われていると認められる教育機関）を選定しており、適正校として選定された教育機関は、在籍する留学生が在留許可の申請を行う際に提出書類の一部が省略されるなど、手続の簡素化の対象となります。

次の①から③までの基準のいずれにも該当する教育機関を適正校として選定します。

- ① 前年1月末の在籍者数に占める問題在籍者（※）の数の割合が**5パーセント以下**であること。
ただし、前年1月末の在籍者数が19人以下である場合は、問題在籍者数が1を超えないこと。
（※問題在籍者：不法残留した者、就学状況不良などで在留期間更新不許可となった者、在留資格を取り消された者、資格外活動の許可を取り消された者、退去強制令書が発布された者）
- ② 入管法第19条の17に基づく届出により当該機関に受け入れた外国人の在留状況が確認でき、その状況に問題がないこと。
→届出が適切に履行されていないと認められる教育機関には指導書を送付しています。
- ③ 上記①又は②のほか、在籍管理上不適切であると認められる事情がないこと。
→選定結果の通知後、実地調査等で在留管理が不適切である認められる事情が確認された場合は、当該年の選定結果が変更になる場合があります。

在留資格と資格外活動許可

- ・ 我が国に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかをもって在留することとされている。
- ・ 本来の活動を阻害しない範囲内で、在留資格で認められた以外の就労活動を行おうとする場合（留学生がアルバイトを行うような場合）には、入管法に基づく資格外活動許可を受けなければならない。

資格外活動許可の方式

資格外活動許可の方式は、入管法施行規則（法務省令）により、次の二つが定められている。

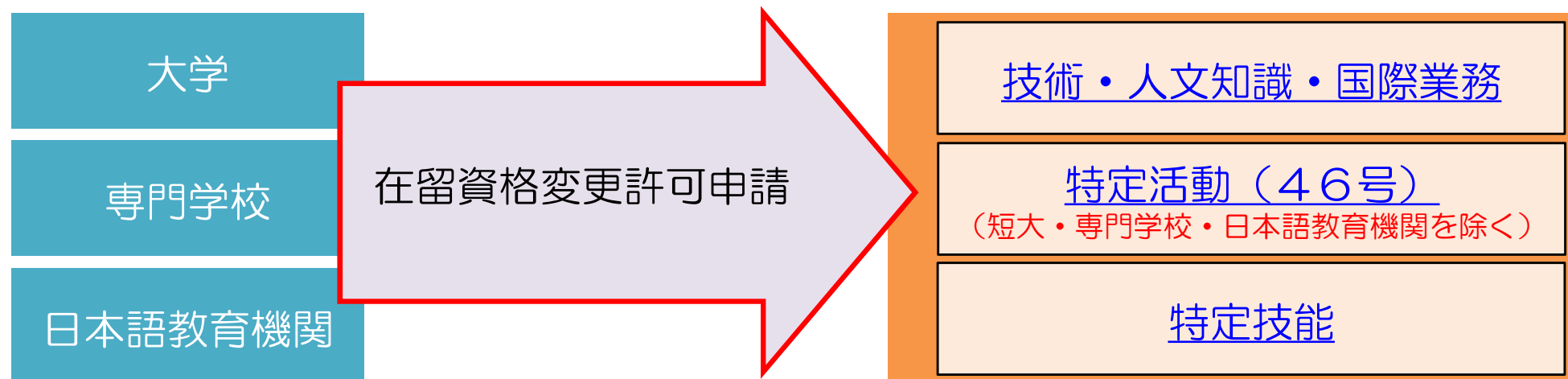
- ・ 包括許可
1週について28時間以内（留学の在留資格については、教育機関の長期休業期間中は1日8時間以内）の就労活動（いわゆる風俗店で行うものを除く）
- ・ 個別許可
地方出入国在留管理局長が、活動を行う機関の名称、所在地及び業務内容等を定めて個々に指定する活動

※ 包括許可における1週28時間の考え方

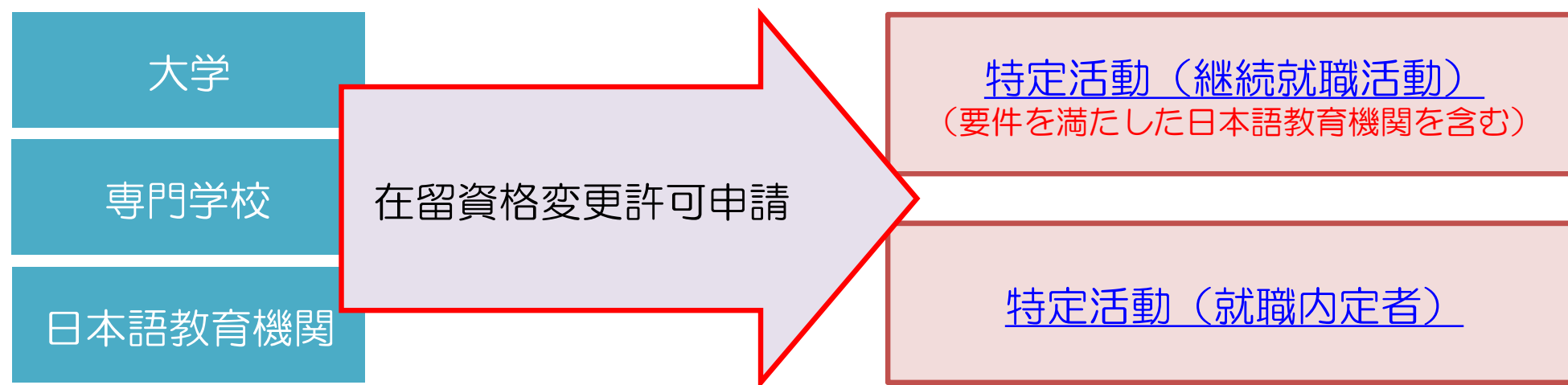
- ・ 1週28時間は、「1日4時間×7日＝28時間」という考え方に基づき設定
- ・ 資格外活動許可が本来の活動を阻害しない範囲で許可されるものであることから、本来活動が就労活動とならないよう、フルタイム勤務8時間の半分である4時間を算定の基礎とした。

留学生の就労に係る主なフロー

① 教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決定している場合



② 教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決まっていない、または、採用までに時間がある場合



外国人留学生の就職に係る在留資格（概要）

在留資格	活動内容	要件・基準等	具体的な業務の例
技術・人文知識・国際業務	○理系又は文系の技術・知識を要する業務 ※他に通訳・翻訳等に従事する「国際業務」も認められている。	○理系又は文系の技術・知識を要する業務に従事する場合（いずれかに該当） ・ 技術・知識に関連する科目を専攻して大学を卒業したこと。 ・ 技術・知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了したこと。 ・ 10年以上の実務経験を有すること。 ※専攻科目と業務との関連性 ⇒大学は、教育機関としての大学の性格を踏まえ、関連性は柔軟に判断。 ⇒専修学校は、職業等に必要な能力を育成すること等が目的とされていることから、相当程度の関連性が必要。	○理系の技術・知識を要する業務 ①システムエンジニア、②設計 ③プログラム開発 ○文系の技術・知識を要する業務 ①会計、②営業、③企画、 ④コンサルティング ※学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的能力を必要とする業務でなければならぬため、飲食店での接客や工場でのライン作業等は、基本的に認められない。
特定活動 (告示46号)	○常勤の職員として、日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務を含む業務（風俗営業活動及び法律上資格を有する者が行うこととされている業務を除く） ※日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務 ⇒他者との双方向のコミュニケーションを要する業務	○以下の要件に該当する者（いずれにも該当） ・ 本邦の大学（短大を除く。）を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。 ・ 日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験等により証明（N1合格等）されていること。 ・ 本邦の大学又は大学院において修得した広い知識及び応用能力等を活用するものと認められること。 ※大学又は大学院において修得した広い知識及び応用能力等を活用するもの ⇒学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務が含まれていること等	○日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務を含む業務 ①飲食店において店舗管理や通訳を兼ね備えた接客 ②工場のラインにおいて日本人社員から受けた作業指示を外国人社員に対して伝達し自らもラインで業務を行う ※一定の要件を満たすことで、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格では認められていない幅広い業務に従事することが可能である。

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：87,472人（令和4年6月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：1人（令和4年6月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、
（12分野）造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業

（特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可）

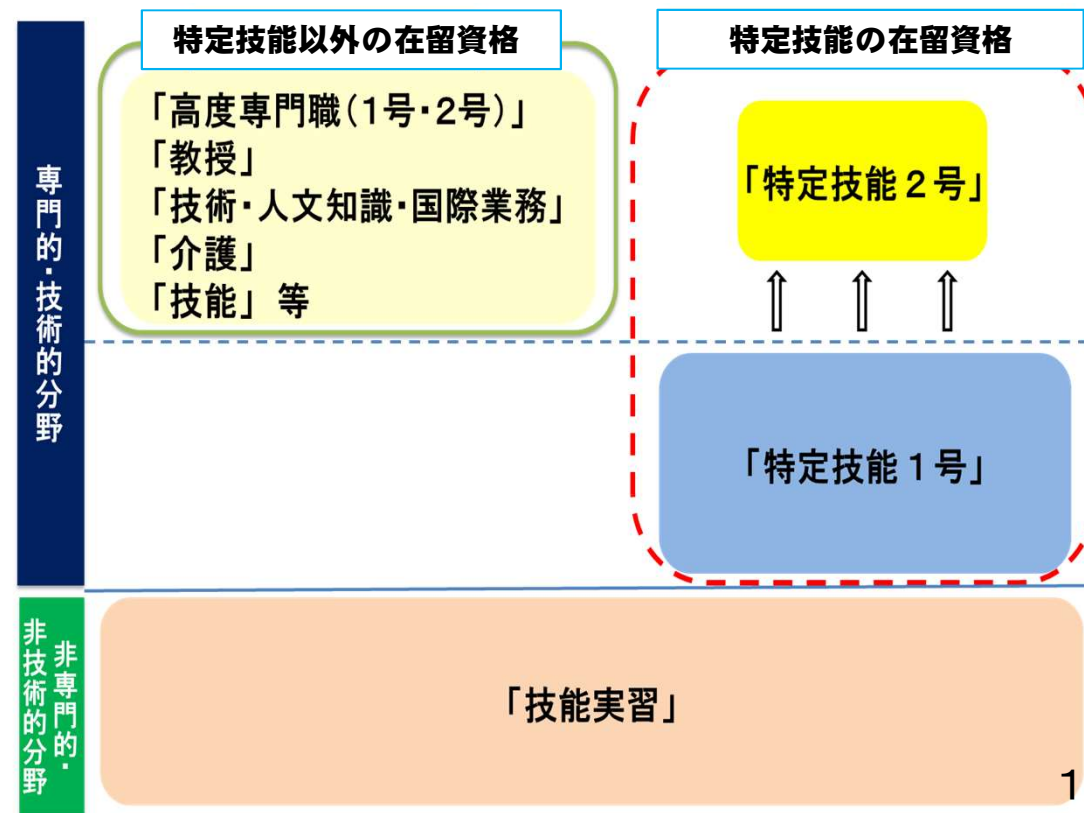
特定技能1号のポイント

在留期間	1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



1. 就労可能な在留資格の拡充

(1) 在留資格「介護」の創設（平成29年9月施行）

我が国の介護福祉士養成施設等を卒業し、介護福祉士国家資格を取得した留学生が、国内で介護福祉士として活躍できるよう在留資格「介護」を創設。

(2) 在留資格「特定活動」（起業準備活動）の創設（平成30年12月施行）

大卒等の卒業生（本邦の専門士を含む）が在留資格「経営・管理」の要件を満たしていない場合であっても、経済産業省の定める告示に沿って地方公共団体から起業支援を受けることを前提に最長1年間の起業準備活動を認める。

(3) 在留資格「特定活動」（本邦大学卒業者）の創設（令和元年5月施行）

本邦の大学・大学院を卒業・修了し、高い日本語能力（日本語能力試験N1相当）を有する者について、サービス業務や製造業務を含む幅広い業務に従事することを認める。

(4) 「日本料理海外普及人材育成事業」の拡充（令和元年11月施行）

平成26年2月から、本邦の調理師養成施設を卒業して調理師免許を取得した留学生について、農林水産省の認定を前提として、日本料理の調理に係る業務に従事する活動を行うことを最長5年間可能としていたところ、日本料理以外の料理や製菓を対象に拡大。

2. 留学生の卒業後の支援

(1) 在留資格「特定活動」(継続就職活動)の運用 (平成21年3月開始)

一定の要件の下、最長1年間、本邦の大学又は専門学校を卒業後に就職活動の継続を認めている。なお、地方公共団体が実施する就職支援事業に参加する場合には、更に1年間の在留が可能。

(2) 在留資格「特定活動」(就職内定者)の運用 (平成21年3月開始)

我が国における企業の採用時期が一般的に4月であることから、一定の要件の下、採用までの間(内定後1年以内であって卒業後1年6月を超えない期間)在留することが可能。

3. 運用の明確化

(1) 専用の相談窓口の開設 (令和元年10月開始)

全国の地方出入国在留管理官署において、就労資格への変更手続等に係る個別の事前相談に応じる専用の相談窓口を開設。

(2) ガイドラインの策定・充実

「「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について」(平成20年3月公表、令和3年3月改定)を始め、各種ガイドラインを策定・公表し、在留資格の運用の明確化を図っている。

- ▶ 平成24年5月、経済成長等への貢献が期待される高度な能力を持つ外国人について、出入国在留管理上の優遇措置を実施してその受入れを促進するため、「高度人材ポイント制」を導入（在留資格「特定活動」）
- ▶ 平成26年の入管法改正により、平成27年4月から高度人材に特化した在留資格「高度専門職」を新設
- ▶ 永住許可申請に要する在留期間を見直し（5年→3年又は1年）、平成29年4月から施行

高度人材ポイント制の対象

（3つの分類）
▶ 高度学術研究活動 ▶ 高度専門・技術活動 ▶ 高度経営・管理活動

それぞれの特性に応じて、学歴、職歴、年収などの項目ごとにポイントを設け、一定点数（70点）に達した場合に優遇措置の対象とする。

在留資格「高度専門職」

- ▶ 「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」の2種類
- ▶ 「高度専門職2号」は「高度専門職1号」で3年以上活動を行った者が対象

優遇措置の内容

高度専門職1号

- ▶ 在留期間「5年」の付与
- ▶ 複合的な在留活動の許容
- ▶ 配偶者の就労
- ▶ 親の帯同
- ▶ 永住許可要件の緩和
- ▶ 家事使用人の帯同

高度専門職2号

- ▶ 在留期間「無期限」の付与
- ▶ 就労資格のほぼ全ての活動を許容
- ▶ 配偶者の就労
- ▶ 親の帯同
- ▶ 永住許可要件の緩和
- ▶ 家事使用人の帯同

共通

永住許可申請に要する在留期間

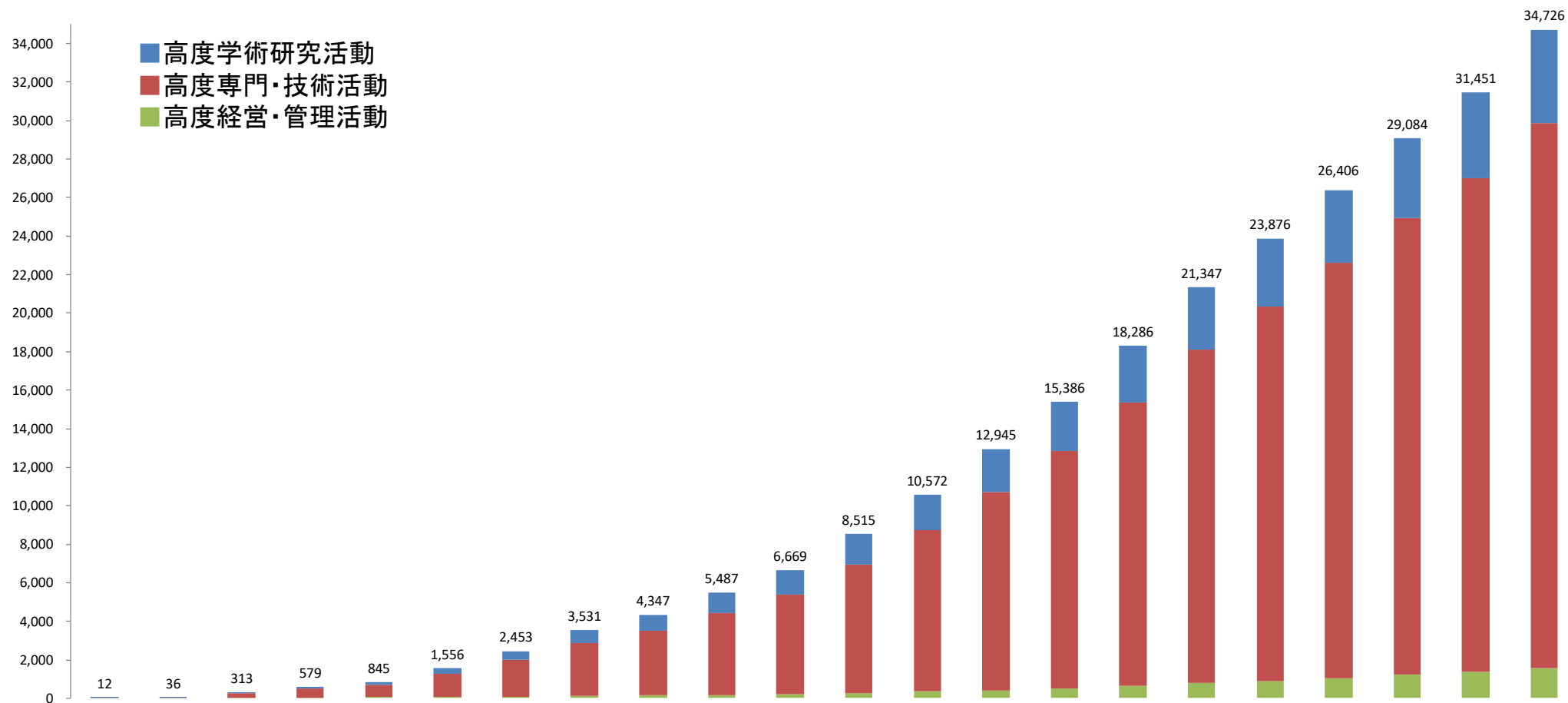
- ▶ 70点以上のポイントで高度外国人材として認められた者について、永住許可申請に要する在留期間を3年とする。
- ▶ 80点以上のポイントで高度外国人材として認められた者について、永住許可申請に要する在留期間を1年とする。

高度人材ポイント制の認定件数（累計）の推移



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

(件)



	2012年			2013年		2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		2020年		2021年		2022年
	5月	6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月
学術研究	2	5	48	82	134	291	466	659	841	1,074	1,276	1,567	1,863	2,241	2,529	2,910	3,221	3,515	3,801	4,161	4,451	4,851
専門・技術	8	27	248	468	663	1,202	1,905	2,756	3,362	4,228	5,168	6,663	8,360	10,286	12,332	14,746	17,341	19,477	21,557	23,713	25,622	28,293
経営・管理	2	4	17	29	48	63	82	116	144	185	225	285	349	418	525	630	785	884	1,048	1,210	1,378	1,582
合計	12	36	313	579	845	1,556	2,453	3,531	4,347	5,487	6,669	8,515	10,572	12,945	15,386	18,286	21,347	23,876	26,406	29,084	31,451	34,726

実施日	実施内容
平成24年 5月 7日	<u>高度人材ポイント制の運用開始（在留資格「特定活動」）</u>
平成25年12月24日	年収基準の緩和，資格による加算等の評価項目の追加 家事使用人や親の帯同に必要な年収要件の引下げ 等
平成27年 4月 1日	<u>在留資格「高度専門職」の創設に係る入管法一部改正法の施行</u> ➤ 高度外国人材に特化した在留資格「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」を創設 ➤ 「高度専門職2号」は在留期間が無期限
平成29年 4月26日	永住許可申請に要する在留期間の見直し 加算措置の追加
平成31年 3月15日	国家戦略特別区域における特別加算の追加
平成31年 3月29日	特別加算「法務大臣が告示で定める大学を卒業した者」の対象大学の拡大
令和 3年 7月30日	世界に開かれた国際金融センターの実現に向けた優遇措置の拡充 ➤ 投資運用業等に従事する金融人材に対する特別加算の追加 ➤ 投資運用業等に従事する金融人材に対する家事使用人の雇用要件の緩和